

2 財 建 技 第 6 号  
令 和 2 年 4 月 2 日

各局（本部）長  
中央卸売市場長  
教育委員会教育長  
各行政委員会事務局長  
議会局長  
警視総監、消防総監

） 殿

財 務 局 長  
(公 印 省 略)

都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の  
一時中止措置等について（期間の変更）

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更）」（令和2年3月24日付31財建技第333号）を通知し適切な対応をお願いしているところですが、令和2年4月1日に開催された第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、都が主催するイベント等については5月6日までの間、現在の対応方針を継続することとされました。

このことを踏まえ、下記のとおり適切に対応をお願いいたします。

記

1 一時中止措置を実施できる期間の変更

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更）」（令和2年3月24日付31財建技第333号）の1の文中の、「令和2年4月12日」を「令和2年5月6日」に変更する。

これに伴い、既に一時中止措置を実施している工事等については、受注者に改めて意向を確認すること。また、一時中止措置等を実施していない工事等については、受注者に対して本通知を周知すること。

担 当

（工事及び設計等業務に関すること）

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当（内 27-641）

土木技術担当（内 27-646）

（工事及び設計等業務の契約に関すること）

財務局 経 理 部 総 務 課 契約調整担当（内 26-111）